

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社に雇用され、施設係長として勤務していたところ、○年○月○日の通勤災害（以下「本件災害」という。）により負傷し、療養の結果、○年○月○日をもって治癒（症状固定）した。
- 2 被災者は、治癒後、障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）併合第6級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。被災者は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は棄却する旨の決定をした。
- 3 本件は、その後、被災者が障害の程度に変更があったとして、障害給付の変更請求をしたところ、監督署長は、これを変更しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 被災者は、審査官に審査請求をしたところ、被災者が○年○月○日に死亡したので、被災者の妻である請求人が、審査請求の手續を受け継いだ。審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に残存する障害が障害等級第6級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、C医療機関の診断で「胸椎圧迫骨折、右足首じん帯損傷、左膝半月板損傷」の傷病が見落とされ、障害等級に反映されていないとし、被災者に残存した障害の程度に応じた障害等級への変更を求めていることから、以下検討する。

ア 第10胸椎圧迫骨折については、D医師は、○年○月○日付け意見書及び○年○月○日付け意見書において、本件災害による可能性が大である旨述べ、E医師も、○年○月○日付け鑑定書において、本件災害による可能性が大きい旨述べており、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者の第10胸椎圧迫骨折は、本件災害により生じたものと推認し、せき柱の変形として障害等級の評価を行うべきものと判断する。

当該せき柱の変形障害については、E医師の測定によれば、第10胸椎の後方椎体高に対する前方椎体高の高さの差(9ミリメートル)が34パーセントであり、認定基準に照らし50パーセント未満であることから、障害等級第11級の5「せき椎に変形を残すもの」に該当するものと判断する。

イ 右足首じん帯損傷については、F医療機関の○年○月分から○年○月分までの診療報酬明細書上に、○年○月○日を診療開始日として「右足関節靭帯損傷」と記載されている傷病名を指すものと考えられるが、本件災害から本件の○年○月○日付け障害給付変更請求書の提出までの間に○年以上が経過し、被災者は自覚症状として、右足のしびれ感を訴えていたことから、当該傷病は、既に

右足関節の神経系統の障害に移行したものとみられるところ、認定基準では「1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とする」こととされており、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、当該右足のしびれ感は右下肢外傷に通常派生するものであると判断する。

ウ 左膝半月板損傷については、○年○月分以降の診療報酬明細書上に、○年○月○日を診療開始日として「左膝内側半月板損傷」と記載されている傷病名を指すものと考えられるが、上記イと同様に、本件災害から本件変更請求書の提出までの間に○年以上が経過しており、被災者は自覚症状として、「左膝可働時にコッキン、コッキンと音が鳴り、引っ掛かるような感じになる」旨訴えていたことから、当該傷病は、既に左膝の感覚異常に移行したものとみられるところ、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、認定基準上の障害等級には該当しないものと判断する。

(2) よって、請求人が主張する被災者の傷病のうち、第10胸椎圧迫骨折の残存障害が障害等級第11級の5「せき椎に変形を残すもの」に該当するものと認められるが、同障害等級を併合しても障害等級併合第6級であることから、被災者に残存する障害の程度は、障害等級併合第6級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められない。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。